

第5-16表 五分位階級所得割合<sup>1)</sup>

Table 5-16: Income share by quintiles

国・地域 Country	(年) (Year)	第1十分位	第1五分位	第2五分位	第3五分位	第4五分位	第5五分位	第10十分位	ジニ 係数 Gini index
		Lowest 10%	Lowest 20%	Second 20%	Third 20%	Fourth 20%	Highest 20%	Highest 10%	
		(%)							
日本	JPN (2005)	1.5	4.7	10.5	16.3	24.5	43.9	27.1	0.387
	(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	0.249
アメリカ	USA (2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	0.408
カナダ	CAN (2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	0.326
イギリス	GBR (1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	0.360
ドイツ	DEU (2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	0.283
フランス	FRA (1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	0.327
イタリア	ITA (2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	0.360
ロシア <sup>2)</sup>	RUS (2005)	2.6	6.4	11.0	15.9	22.7	44.1	28.4	0.375
スウェーデン	SWE (2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	0.250
中国	CHN (2005)	2.4	5.7	9.8	14.7	22.0	47.8	31.4	0.415
韓国	KOR (1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	0.316
オーストラリア	AUS (1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	0.352

資料出所 日本(2005年):厚生労働省(2007.8)「平成17年所得再分配調査」

日本(1993年), その他の国:World Bank (2009.4) World Development Indicators 2009

- (注) 1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十分位, 第10十分位階級割合も表示している。  
2) ロシアは消費に対する割合。

第5-17表 相対的貧困率<sup>1)</sup>

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income

期/Period	国 Country	(%)								
		日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	スウェー デン SWE	オースト リア AUS
1990年代半ば/mid-90s		13.7	16.7	9.5	10.9	8.5	7.5	14.2	3.7	11.4
2000年頃/around 2000		15.3	17.1	10.3	10.2	9.2	7.2	11.8	5.3	12.2
2000年代半ば/mid-2000s		14.9	17.1	12	8.3	11	7.1	11.4	5.3	12.4

資料出所 OECD (2008.10) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*

- (注) 1) 相対的貧困率とは, 所得(この場合は等価可処分所得)の分布における中央値の50%に満たない人々の割合である。

## 参考表 日本の相対的貧困率

### Reference table: Japan's relative poverty rates\*

		(%)				
		1997年/Year	2000	2003	2006	
相対的貧困率	Total		14.6	15.3	14.9	15.7
子どもの相対的貧困率	Children		13.4	14.5	13.7	14.2

\* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2009.10)「相対的貧困率」

- (注) OECDと同様の計算方法で, 「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。「相対的貧困率」とは, 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合。  
子どもの相対的貧困率は, 17歳以下の子ども全体に占める, 中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合。